

岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱

平成21年 8月31日決裁
改正 平成22年12月20日決裁
改正 平成23年 3月25日決裁
改正 平成23年12月12日決裁
改正 平成24年 6月 4日決裁
改正 平成26年 6月25日決裁
改正 平成27年 9月30日決裁
改正 平成28年 9月26日決裁
改正 平成29年 3月24日決裁
改正 平成30年 8月20日決裁
改正 令和元年 9月26日決裁
改正 令和元年12月26日決裁
改正 令和 2年 5月15日決裁
改正 令和 2年 9月24日決裁
改正 令和 2年11月24日決裁
改正 令和 3年 3月30日決裁
改正 令和 3年 9月27日決裁
改正 令和 6年 2月 2日決裁
改正 令和 7年 1月 9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における介護保険施設の整備、地域密着型サービスの拠点等の整備、既存施設（補助金の交付を申請する日までに開設された介護保険施設等をいう。以下同じ。）におけるスプリンクラー等の整備並びに防災補強及び老朽化に伴う改修事業等を支援するため、予算の範囲内において交付する補助金に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岐阜市介護保険施設等整備費補助金
- (2) 岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金
- (3) 岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、法人であって、市内で次条から第6条までに規定する補助対象事業を行うものとする。

(岐阜市介護保険施設等整備費補助金)

第4条 岐阜市介護保険施設等整備費補助金の補助対象事業は、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を整備する事業とし、補助対象施設、補助金の額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金)

第5条 岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の補助対象事業、補助対象設備及び補助対象施設、補助金の額並びに補助対象経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金)

第6条 岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の補助対象事業、補助対象施設、補助金の額及び補助対象経費は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の額の端数処理)

第7条 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助金の交付申請額の算出の内訳を示す書類
- (2) 歳入歳出予算書の抄本
- (3) 事業計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合は、規則第6条第1項各号に掲げる条件のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- (2) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (3) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告

により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号の2）により、速やかに市長に報告すること。この場合において、補助事業者の本社等において消費税等の申告を行っている場合は、本社等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告を行うこと。

- (5) 市長は、前号の規定による報告を受けた場合は、仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 規則第24条の規定により市長の承認を受けて財産を処分し、収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業（岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成27年7月16日施行。以下「県要綱」という。）別表(2)に掲げる介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業をいう。以下同じ。）において介護ロボットを導入する際には、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成すること。
- (9) 前号の計画には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。
- (10) 介護ロボットの導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示し、毎年度（介護ロボットを導入した日の属する年度の翌年度から3か年度までに限る。）4月30日までに市長に報告するとともに、他の施設への周知に努めること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果の検証等ができないものについては、その旨を市長に報告すること。
- (11) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業においてICTを導入する際には、市長が別に定める様式により、当該事業を実施した年度の翌年度の6月20日までに市長に導入の内容等を報告すること。

（補助対象事業の内容の変更等）

第10条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。以下同じ。）をする場合で、補助金の額に変更が生じるときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の第8条第1項各号に掲げる書類
- (2) 補助対象事業の遅延を理由として補助対象事業の内容の変更をする場合にあっては、補助対象事業遅延報告書（様式第4号）

2 交付決定を受けた者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、補助対象事業中止

(廃止) 申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第11条 交付決定を受けた者は、規則第8条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(工事等着手報告書等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(県要綱別表(2)に掲げる介護施設等の施設開設準備経費支援事業をいう。以下同じ。)及び介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業を除く。次項において同じ。)に係る工事等に着手したときは、着手した日から5日以内に工事等着手報告書(様式第7号)に当該補助対象事業に係る工事請負契約書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 岐阜市介護保険施設等整備費補助金又は岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の補助対象事業を実施している補助事業者は、12月末日現在における当該補助対象事業に係る工事等の進捗状況を、翌年1月10日までに工事等進捗状況報告書(様式第8号)により市長に報告するものとする。ただし、工事等進捗状況報告書以外で当該進捗状況が確認できるときは、この限りでない。

(実績報告)

第13条 規則第15条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金の精算額の算出の内訳を示す書類
- (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (3) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し
- (4) 工事完了届(補助対象事業の工事施工業者から補助事業者に提出されたもの)の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第15条に規定する市長の定める時期は、補助対象事業の完了(第10条第2項の規定による補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して15日を経過した日又は補助対象事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 市長は、規則第15条の規定による実績報告を受けた場合において、書類審査、現地調査等により、その実績報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金交付請求書(様式第11号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

(岐阜市介護保険施設等整備費補助金交付要綱の廃止)

- 2 岐阜市介護保険施設等整備費補助金交付要綱（平成20年7月4日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成23年度分の予算にかかる補助金から適用する。ただし、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱別表3中補助対象施設の欄定員29人以下の特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の補助金の額については、平成22年4月1日以降に交付決定した事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成24年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行し、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による平成28年度の岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金における改正後の別表第2介護ロボット導入計画及び介護ロボット等を活用した見守り支援計画に基づく事業の項の適用については、同項中「3,000,000円」とあるのは「927,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第2の表の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請する補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第2の表の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定によってした令和2年度の岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に関する手続その他の行為は、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行し、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月9日から施行し、改正後の岐阜市介護保険施設等整備費補助金等交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助対象施設		補助金の額	補助対象経費
施設種別	整備区分		
定員30人以上の特別養護老人ホーム（ユニット型）	新設 改築 増築	3,590,000円に補助対象施設の整備床数（老人短期入所施設の整備床数を除く。）を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の整備（当該整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。以下同じ。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）
	改修	1,800,000円に補助対象施設の整備床数（老人短期入所施設の整備床数を除く。）を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
定員30人以上の特別養護老人ホーム（従来型）	新設 改築 増築	2,880,000円に補助対象施設の整備床数（老人短期入所施設の整備床数を除く。）を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の整備（当該整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。以下同じ。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）
	改修	1,440,000円に補助対象施設の整備床数（老人短期入所施設の整備床数を除く。）を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
定員30人以上の介護老人保健施設及び介護医療院	新設 改築 増築	27,800,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 新設 新たに施設を整備することをいう。
 - (2) 改築 既存の施設を廃止して新たに施設を整備すること（移転を含む。）をいう。
 - (3) 増築 既存の施設の定員を増加させるための整備を行うことをいう。

- (4) 改修 既存の従来型施設（ユニット型以外の施設をいう。）において多床室（施設の複数の利用者が利用する部屋をいう。以下同じ。）を個室（準個室（多床室が簡易な壁等で仕切られた部屋をいう。）を含む。）に転換すること又は居室の環境等の改善を行なうこと（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条の規定により岐阜県に設けられた地域医療介護総合確保基金の給付の対象となる事業以外の事業を対象とする。）をいう。

2 次に掲げる事業に係る費用については、補助対象経費としない。

- (1) 岐阜市介護保険施設等整備費補助金の交付の申請の際既に実施している事業
- (2) 土地の買収又は整地等に係る事業
- (3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を整備する事業として適当と認められない事業

3 次に掲げる施設については、補助対象施設としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号に規定する開発行為を行うのに適当でない区域内の土地（以下「災害レッドゾーン」という。）において整備を行う介護保険施設等（事業開始時点において、防災対策工事により当該土地が災害レッドゾーンでなくなることが見込まれるものを除く。）
- (2) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。以下同じ。）又は浸水想定区域等（地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）別記1の2エ(ア)bに規定する浸水想定区域等をいう。以下同じ。）（以下「災害イエローゾーン」という。）において整備を行う介護保険施設等。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事業開始時点において、防災対策工事により整備を行う介護保険施設等の土地が災害イエローゾーンでなくなることが見込まれるもの

イ 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等において新設、改築又は増築を行う介護保険施設等で、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 整備を行う介護保険施設等の日常生活圏域において、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- (イ) 災害イエローゾーンにおける介護保険施設等の整備を認められない場合、整備を行う施設の事業用地が所在する区域において市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービスの量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (ウ) 施設の整備に災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して被害を防止し、及び軽減するための対策並びに迅速に避難するための施設上及び

設備上の対策の実施が含まれること。

(エ) 非常災害対策計画、避難確保計画等に災害イエローゾーンの災害想定により想定し得る被災リスクに対して被害を防止し、及び軽減するための対策並びに迅速に避難するための施設上及び設備上の対策が含まれること。

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等において新設、改築又は増築を行う介護保険施設等にあつては、イ(ウ)及び(エ)に該当するもの

エ 災害イエローゾーンにおいて改修を行う介護保険施設等にあつては、イ(エ)に該当するもの

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象施設		補助金の額	補助対象経費
	設備	施設		
既存施設の sprinkler 設備等整備事業	sprinkler 設備	有料老人ホーム	9,710円の範囲内で市長が認めた額に補助対象施設の延べ床面積の数値を乗じて得た額（消火ポンプユニット等を設置する場合にあっては、当該額に2,440,000円を加えた額）と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の補助対象施設の整備（当該整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		認知症高齢者グループホーム		
		宿泊を伴う老人デイサービスセンターのうち、市長が特に必要と認めた施設		
	自動火災報知設備	300 m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所及び宿泊を伴う老人デイサービスセンターのうち、市長が特に必要と認めた施設	1,080,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	消防機関へ通報する火災報知設備	500 m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホーム	325,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
認知症高齢者グループホーム等防	地域密着型特別養護老人ホーム		15,400,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	小規模ケアハウス			
	認知症高齢者グループホーム		7,730,000円と右欄に	

災 改 修 等 支 援 事 業		定める補助対象経費 の合計額を比較して 少ない方の額
	小規模多機能型居宅介護事業所	
高 齢 者 施 設 等 の 非 常 用 自 家 発 電 設 備 整 備 事 業	特別養護老人ホーム	右欄に定める補助対 象経費の合計額の4分 の3の額
	軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B型）	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
高 齢 者 施 設 等 の 防 犯 対 策 及 び 安 全 対 策 強 化 事 業	特別養護老人ホーム及び併設され る老人短期入所施設	
	上記の老人短期入所施設以外の老 人短期入所施設	
	軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B型）	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	養護老人ホーム	
	有料老人ホーム	
高 齢 者 施 設 等 に お け る 換 気 設 備 の 設 置 に 係 る 経 費 支 援 事 業	通所介護事業所	補助対象施設の延べ 床面積（感染症対策 等として換気設備を 設置する必要がある と市長が認めた面積 に限る。）の数値に 4,000円を乗じて得た 額と右欄に定める補 助対象経費の合計額 を比較して少ない方 の額
	認知症高齢者グループホーム	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災・減災等事業整備計画 市が作成する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下「交付金実施要綱」という。）第2の1に掲げる防災・減災等事業整備計画をいう。
 - (2) 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 防災・減災等事業整備計画に基づき実施する交付金実施要綱別表の第1欄に定める既存施設のスプリンクラー設備等整備事業をいう。
 - (3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 防災・減災等事業整備計画に基づき実施する交付金実施要綱別表の第1欄に定める認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業をいう。
 - (4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 防災・減災等事業整備計画に基づき実施する交付金実施要綱別表の第1欄に定める高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業をいう。
 - (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 防災・減災等事業整備計画に基づき実施する交付金実施要綱別表の第1欄に定める高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業をいう。
 - (6) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 防災・減災等事業整備計画に基づき実施する交付金実施要綱別表の第1欄に定める高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業をいう。
 - (7) スプリンクラー設備 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第2項第3号に掲げるスプリンクラー設備をいう。
 - (8) 自動火災報知設備 消防法施行令第7条第3項第1号に掲げる自動火災報知設備をいう。
 - (9) 消防機関へ通報する火災報知設備 消防法施行令第7条第3項第3号に掲げる消防機関へ通報する火災報知設備をいう。
- 2 次に掲げる事業については、岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の補助対象事業としない。
- (1) 厚生労働大臣から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付の決定を受けていない事業
 - (2) 岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の交付の申請の際既に実施している事業
 - (3) 土地の買収又は整地等に係る事業
 - (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備

事業、高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業又は高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業として適当と認められない事業

- 3 岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金以外の補助金その他の給付において補助対象経費とされる費用については、岐阜市地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の補助対象経費としない。

別表第3（第6条関係）

補助対象事業	補助対象施設	補助金の額	補助対象経費
地域密着型サービス等整備等助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280,000円に補助対象施設の整備床数を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の整備（当該整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	認知症高齢者グループホーム	39,600,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設	14,100,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	上記の施設の合築又は併設	合築又は併設をする施設のそれぞれについて上記の補助金の額に1.05を乗じて得た額	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989,000円に補助対象施設の定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数）を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の事業の実施のために必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
	介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設	4,960,000円と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	
介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	認知症高齢者グループホーム 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものをいう。）	496,000円に補助対象施設の定員数を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入に必要な需用費、委託料、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品の設置に係る工事請負費を含む。）
既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	特別養護老人ホーム	865,000円に補助対象施設の整備床数を乗じて得た額と右欄に定める補助対象経費の合計額を比較して少ない方の額	補助対象施設の多床室のプライバシー保護のための改修（当該改修と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 県要綱別表(1)に掲げる地域密着型サービス等整備助成事業をいう。
 - (2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 県要綱別表(4)に掲げる既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業をいう。

2 次に掲げる事業については、岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の補助対象事業としない。

- (1) 県要綱による岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の交付の決定を受けていない事業
- (2) 岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の交付の申請の際既に実施している事業
- (3) 土地の買収又は整地等に係る事業
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業又は既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業として適当と認められない事業

3 次に掲げる施設については、補助対象施設としない。

- (1) 災害レッドゾーンにおいて整備（地域密着型サービス等整備等助成事業又は既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。）を行う介護保険施設等（事業開始時点において、防災対策工事により当該土地が災害レッドゾーンでなくなることが見込まれるものを除く。）
- (2) 災害イエローゾーンにおいて整備を行う介護保険施設等。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事業開始時点において、防災対策工事により整備を行う介護保険施設等の土地が災害イエローゾーンでなくなることが見込まれるもの
 - イ 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等において整備を行う介護保険施設等で、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 整備を行う介護保険施設等の日常生活圏域において、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - (イ) 災害イエローゾーンにおける介護保険施設等の整備を認められない場合、整備を行う施設の事業用地が所在する区域において市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービスの量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - (ウ) 施設の整備に災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して被害を防止し、及び軽減するための対策並びに迅速に避難するための施設上及び設備上の対策の実施が含まれること。
 - (エ) 非常災害対策計画、避難確保計画等に災害イエローゾーンの災害想定により想定し得る被災リスクに対して被害を防止し、及び軽減するための対策並びに迅速に避

難するための施設上及び設備上の対策が含まれること。

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等において整備を行う介護保険施設等においてはイ(ウ)及び(エ)に該当するもの

(3) 令和5年度以降に災害イエローゾーンにおいて新たに整備を行った後に地域密着型サービス等整備等助成事業を行う介護保険施設等

(4) 災害レッドゾーンから災害イエローゾーンに移転する介護保険施設等

4 岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金以外の補助金その他の給付において補助対象経費とされる費用については、岐阜市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の補助対象経費としない。